

平成 30 年度エコアクション21の運営に関する検討委員会

議事要旨

1. 開催日時 平成 30 年 9 月 7 日(金) 14:00 ~ 16:00
2. 開催場所 経済産業省別館850号会議室
3. 出席者(敬称略)
 - ・委員 三好 信俊(委員長)、岸上 恵子、竹ヶ原 啓介、古田 清人、森 拳一、
 - ・オブザーバー 一般財団法人持続性推進機構(エコアクション21中央事務局)
森下 研、小池 秀子
 - ・環境省 大臣官房環境経済課 西村 治彦、菅生 直美
4. 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議題
 - 1) 中央事務局の運営に関する事項
エコアクション21ガイドライン 2017 年版に基づく中央事務局の運営状況等
 - 2) エコアクション21の制度運営に関する事項
業種別ガイドラインの改訂
 - 3) エコアクション21に係る普及促進事業等の報告
 - 3 閉会
5. 議事要旨
 - 議題(1)について
エコアクション21中央事務局より、エコアクション21ガイドライン 2017 年版に基づく中央事務局の運営状況等について報告された。
 - 【主な質疑】
 - 委員より、エコアクション21の今後目指すべき姿について考えていくべきである旨のコメントがあった。
 - 委員より、今後大手企業がサプライヤーへの要求は環境だけではなく CSR に関する部分が増えてくるため、エコアクション21がそれに対応できるように考える必要がある旨のコメントがあった。この点、オブザーバーから、サプライヤーへの要求は一次取引先に止まっているため、二次、三次取引先への広がりを検討していきたい旨のコメントがあった。
 - 委員より、エコアクション21認証取得事業者が減少している理由について質問があった。この点、オブザーバーより、審査費用が比較的安価な ISO14001 の審査に移行しているなどの例

が考えられる旨の回答があった。また、それに関連してオブザーバーから今後の方向性として、既存の認証登録事業者の満足度向上のために審査員の力量を向上させることと、よりよい中小企業を評価する新たな枠組みを検討したい旨のコメントがあった。

- 委員より、ESG 投資に関連して、本来中小企業は地域の経済の基盤であり、中小企業に融資することが地方銀行にとっての ESG 投資あるいは SDGs の実践だという視点が、エコアクション21の普及にも関係するのではないかという旨のコメントがあった。
- 委員より、審査員の力量について質問があった。
この点、オブザーバーより、審査員の力量の差が大きいこと、また、新ガイドラインの環境を経営に取り込むと言う視点から、中小企業の経営を日頃から見ている士業の方にも、審査に加わってもらえるような審査員試験制度の見直し等を行っている旨の回答があった。
- 委員より、審査員の年齢構成などについて質問があった。
この点、オブザーバーより、定年延長やそれに関連した早期退職の減少等の背景から、比較的年齢の若い審査員は増加していない旨の回答があった。
- 委員より、中小企業の中には、経営課題としての環境問題への取り組みの優先度が低い会社もある。そのような状況を打開するという意味でバリューチェーンモデル事業が興味深く、一定の成果が出たら共有してほしい旨のコメントがあった。
- 委員より、環境問題や労働問題に対する中小企業の取組度合いは経営者次第という面もある。環境問題に対して熱心に取り組む意欲を持つ経営者を掘り起こすためには地域事務局の努力が必要となってくるとされる旨のコメントがあった。
- 委員より、エコアクション 21 はバリューチェーンの取組を進めていく上で有効なツールという位置付けではないかと思う旨のコメントがあった。
- 委員より、地域事務局の会計状況について中央事務局が確認することができるような会計システムを導入できないかという質問があった。
この点、オブザーバーより、各地域事務局は独立した法人組織であることから、年に一度は、地域事務局の決算についての報告を求めているが、それ以上の措置は困難である旨回答があった。また、関連してオブザーバーより、地域事務局である NPO 等が倒産した場合、法人の責任者等に対して、既支払の認証・登録料の返金を求めていく措置等を検討していく必要がある旨、コメントがあった。

■議題(2)について

環境省 大臣官房 環境経済課より、業種別ガイドラインの改訂について、配布資料をもとに報告された。

【主な質疑】

- 委員より、業種別ガイドラインの中で、当該ガイドライン固有の内容を目立たせる等の表記を行っているか質問があった。

この点、事務局より、差分となる文章には主語に例えば「建設事業者は・・・」と付していることや、解説等に対応できる旨の回答があった。

- 委員より、自治体向けガイドラインの利用状況(自治体の認証登録の現状)が減少している中でどのような改訂を実施するのかについて質問があった。

この点、オブザーバーより、これらのガイドラインの改訂作業の中でそのあり方を検討する旨の回答があった。

- 委員より、エコアクション21の改訂により、リスクだけではなく機会を捉えるという面も増えたため、これまでとは違う業種にもアプローチしていけるのではないかという旨のコメントがあった。

この点、オブザーバーより、業界によっても環境経営に対する姿勢に差があることを踏まえ検討していきたい旨のコメントがあった。

■議題(3)について

環境省 大臣官房 環境経済課より、エコアクション21に係る普及促進事業等について、配布資料をもとに報告された。

【主な質疑】

- 委員より、今後 ISO45001(労働安全衛生マネジメントシステム)等の要素を取り入れていくかについて質問があった。

この点、オブザーバーよりそれらの要素も積極的に考慮するにニーズがあることは承知しているが、まずは、CSR 的な部分は基本的な部分からはじめていくことが考えられる旨の回答があった。

- 委員より、国内の環境マネジメントシステムを整理した結果を受けて、今後どのような検討等を実施するのかについて質問があった。

この点、事務局より第三者認証である点など、エコアクション21の優位性を確認できたが、調査をどのように活用していくかは、今後さらに検討していく旨の回答があった。

6. その他

会議は非公開で行われた。

以上